

## 4 佐藤英行議員

- 1 令和5年度町政執行方針、教育行政執行方針について
- 2 資材費高騰とコロナ禍後を見据えた財政運営について
- 3 職員の中途退職と管理職の役目
- 4 原子力防災体制と避難計画の実効性



### 1 令和5年度町政執行方針、教育行政執行方針について

令和5年度町政執行方針、教育行政執行方針が示されました。その中のいくつかの項目について質問します。

町政執行方針から、地域を支える人づくり。

まちづくりは人づくり、の視点は大変重要なことで、人材の育成なくして地方の創生なし、一番大切にすべきは人材を育てることである。その人材はどこにいるのか、地域の中におり、最も喫緊の課題とすべきは町職員の人材育成ではないのか。

地域を支える経済力。

昨年第1回定例会の私の質問に対し、産業振興プランの策定は令和4年度中の策定を目指すとするが、令和5年度の執行方針にも産業振興プランの策定作業を取り進めるとある。令和4年度中に策定できなかった理由と今後の策定日程とその内容は。

地域おこし協力隊・地域活性化起業人の活用。

地域おこし協力隊の隊員のうち、農業に携わる隊員については、ソフト面はもちろんだが、機器機材、施設が必要となる。その支援は。

農林業振興対策。

肥料、飼料などの資材価格高騰、牛乳の消費の変化による乳牛とう汰など、農業、酪農をめぐる環境はかつてない厳しいものになっている。このことによって離農・廃業が懸念される。農地の荒廃も懸念される。営農を継続するために支援が必要ではないのか。

地場産業に対する技術サポート。

岩内町の重要な産業である水産加工業について記述はあるが、力が入っていないように思われる。水産加工品の主力であるニシンの原料調達状況は。サケの漁獲量は後志管内トップ。しかしサケの加工量はごくわずか。ほとんどが町外に移出されているという。加工を施し付加価値を高めるため、サケの水産加工技術の推進支援をしては。

環境生活対策。

合葬墓の整備について、いつまでに方向性を示せるのか。

ゼロカーボンの推進、再生可能エネルギーの推進。

地球温暖化対策実行計画の策定状況は。ゼロカーボンビジョンの策定と違うのか。ゼロカーボンビジョンの策定日程は。

公園事業。

風致公園、含翠園が令和6年度の供用を目指しているとあるが、昨年3月議会で駐車場整備について、駐車場敷地の確保、規模、管理体制も含め検討との答えであるが、駐車場確保の用途は。

教育行政執行方針から、義務教育学校の整備。

小中4校が1校となる施設一体型の義務教育学校が進められている。そのことにより様々な懸念や不安が出ている。たとえば、4つのグラウンド、4つの体育館がおのおのの一つになるが、9年生複数学級を考えた場合のカリキュラムなどは、新たな学校整備に向けた開校準備委員会において解決、不安の払しょくがなされるのか。

豊かな心と健やかな体の育成。

物価高騰による学校給食費への影響に関し、保護者負担の軽減が図られるよう必要な措置とあるが、その内容は。

地域とともにある学校づくりの推進。

岩内高等学校の現状と連携・支援について述べているが、絵のまちいわないとして、北海道等関係機関に美術に特化した科の創設を働きかける考えは。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、町職員の人材育成についてであります。

岩内町総合振興計画の基本理念である、健やかなまちづくりの実現には、地域に求められる町職員の人材育成は不可欠であり、これまでも 国や北海道との人事交流や、岩内町職員研修実施計画に基づく、専門的かつ実務的な各種研修を実施してきたところであります。

令和5年度におきましても、北海道との人事交流を継続するとともに、職員研修予算を前年度より増額し、新たな取組として、岩宇4町村の若手職員を対象とした政策形成研修のほか、管理職等が高度な行政運営と管理能力などを学ぶ、自治大学校や市町村職員中央研修などを実施予定であり、複雑多様化する行政課題や住民ニーズに的確に対応し、自律的かつ戦略的に町や地域のことを考えて行動できる町職員の育成に向けて、継続的に取り組んでまいります。

2 項めは、令和4年度中に産業振興プランを策定できなかった理由と、今後の策定日程とその内容は、についてであります。

産業振興プランの策定につきましては、令和4年度では、経済産業省が実施する、地域のちからプロジェクト、における事業を活用して、プランの要となる各種調査を実施することとしておりました。

しかしながら、当町の事業費ベースの枠としては、当初見込んでいた枠よりも少額となったため、一部の調査のみの実施に終わり、今後において、主要な調査を実施しなければならないことから、令和4年度での策定を見送ったところであります。

産業振興プランの現状でのイメージにつきましては、各産業の要となる町内各事業者へのアンケート調査や今後のプランの軸となる観光産業における人流調査に加え、円山エリアを訪れている宿泊客のニーズ調査など、幅広くデータ収集を行ったうえで、そのデータに基づき分析し、戦略的に稼ぐ力の養成を目指していくものとしております。

また、このプランの中では、集中戦略アクションプランの項目を設けるなど、町として取り組む施策等の方向性を具体的に示した中で、民間事業者と情報共有しながら、実施計画の位置づけとなるように策定を進めているところであります。

今後につきましては、令和5年度で当町が実施を予定する観光DX推進事業に加え、経済産業省が実施する、地域のちからプロジェクト、を活用し、戦略的に観光産業で稼ぐためのデータ収集の基礎となるスマートフォンのGPS機能を活用した来訪者の人流調査などを進めることとしており、こうした調査の分析にも一定程度の時間を要することから、現時点におきましては、令和6年度中のプランの完成を目指して、作業を取り進めているところであります。

3 項めは、地域おこし協力隊の農業に携わる隊員の支援についてであります。

現在、当町の地域おこし協力隊員は、高齢者見守り支援員1名、移住定住コーディネーター1名、観光協会支援員1名、地域農業支援員1名、美術振興支援員1名の、計5名が在籍しており、それぞれの活動目的に応じた地域協力活動に取り組んでおります。

そのうち、地域農業支援員として活動する隊員につきましては、令和3年9月の着任以降、地元農業者から遊休地を借り受けるなどの協力を頂きながら、本町での新規就農を目指しており、当町の地域ブランド産品に掲げるホワイト

アスパラガスの栽培や、ミニトマトなどの農作物の栽培に取り組んでいるところでもあります。

地域農業支援員が昨年からはじめた農地栽培では、ビニールハウスを使用せず、自然に近い状態で栽培する露地栽培にて実施しましたが、風などの影響により、ホワイトアスパラガスの支柱が倒れたり、ミニトマトが落下するなどの影響を受け、満足のいく栽培ができなかったこと、さらには、地元農業者からのアドバイスを参考に、今年からは、安定した栽培が可能となるよう、ビニールハウスを用いた栽培に切り替えて実施する予定としております。

こうしたハウス栽培などに必要な資機材や、事業に必要な資格取得費用などは、地域おこし協力隊員の活動に要する経費と認められることから、予算編成前から隊員と打ち合わせを重ねた上で、令和5年度予算に計上しておりますが、今後においても、隊員が思い描いている就農が図られるよう支援してまいります。

4項めは、農業、酪農をめぐる環境はかつてない厳しいものになっており、営農を継続するために支援が必要ではないか、についてであります。

この度の物価高騰による肥料や配合飼料などの価格高騰に伴う対策として、国及び北海道において、購入費などの一部を補填する各種支援が行われているほか、加工原料乳の取引価格が下落した場合に補填金が交付される支援が行われております。

また、本町においても、燃料や資材の価格高騰への支援策として、農業者を含めた燃料や資材価格高騰の影響を受けた事業者に対し、町内事業者物価高騰対策支援金を給付したところでもあります。

町といたしましては、今後も状況を注視した上で、国等の農業政策などを踏まえ、JAきょうわなどの関係機関と情報共有を図りながら、農業者の経営安定に向け、町としての支援策についても、必要に応じて検討してまいります。

5項めは、水産加工品の主力であるニシンの原料調達状況はと、サケの水産加工技術の推進支援についてであります。

ニシン原料の調達状況は、岩内海産商協同組合によりますと、これまで主要な調達先であったアメリカ産ニシン原料は魚体の小型化、買入れ価格の高騰などにより、取扱量がかなり減少している状況にあるとのことでもあります。

一方で、現在、小樽産、石狩産及び道東の標津産などの道産ニシンは、脂のりが以前に比べ良くなってきていること、海外産と価格差がなくなってきたこと、道産という消費者イメージが良いことなどの理由から、取扱い割合が、5割近くまで増えてきていると伺っております。

次に、サケの水産加工技術の推進支援につきましては、現在、サポートセンターにおいて実施している海洋深層水を活用したトラウトサーモンの陸上養殖試験で、育成データを収集するほか、専門家による品質評価、加工品試作試験などを進めております。このうち、加工品試作試験では、加工実験室の加工機器を活用し、養殖試験中のトラウトサーモンを用いた缶詰や燻製など水産加工品の試作を北海道立総合研究機構中央水産試験場や食品加工研究センターから技術支援や情報提供を受けながら実施しているところでもあります。

また、令和5年度には、専門家による新たな水産加工品の開発にもチャレンジする予定であり、これまでの試作品と合わせ、今後、事業者向けの勉強会の開催などを通じ、加工技術提供の支援に取り組んでまいります。

6項めは、合葬墓の整備について、いつまでに方向性を示せるのか、につい

てであります。

合葬墓につきましては、令和3年度に実施した町民アンケート結果からも、墓を管理する苦勞や不安を抱えている回答が多く、合葬墓建立のニーズは高いものの、利用については抵抗感が感じられる結果と、分析をしております。

また、合葬墓に対する宗教関係者や石材事業者との意見交換では、合葬墓に対する慎重な意見も多く寄せられたところではありますが、総体的に意見を集約すると、今後においては、合葬墓が必要になるものと考えております。

しかしながら、宗教関係者等から出された課題の整理や理解を得るためには、もう少し時間をかけた協議も必要なことから、今後においても、関係者への丁寧な説明と、合葬墓に関する施設管理のあり方や、埋蔵方法、管理料など、具体的な事項の調査検討を引き続き行なうなかで、町としての方向性を示してまいります。

7項めは、地球温暖化対策実行計画策定状況は、ゼロカーボンビジョンの策定と違うのか、ゼロカーボンビジョンの策定日程は、についてであります。

地球温暖化対策市町村実行計画につきましては、事務・事業編と区域施策編の2つに区分され、事務・事業編は、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画で、市町村に策定が義務付けられているものであり、区域施策編は、地域の社会条件に応じて、町全体の温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策を定める計画とされております。

なお、本計画の策定状況につきましては、事務事業編は、本年3月末までに計画案として取りまとめる予定であり、区域施策編は、ゼロカーボンビジョンと並行した策定作業となることから、令和5年度の着手を予定しております。

次に、ゼロカーボンビジョンの策定と違うのか、ゼロカーボンビジョンの策定日程は、についてであります。

ゼロカーボンビジョンは、町全体がゼロカーボンを実現する将来ビジョンを共有し、具体的な取組を計画的、段階的に進めていくための新たな戦略として、その内容をわかりやすく明確化するものでありますが、ゼロカーボンの実現にあたっては、町全体の温室効果ガスの削減や、再生可能エネルギーの導入など、町の自然、経済、産業、住生活に深く関わる取組が必要であることから、地球温暖化対策推進法に基づく、地球温暖化対策実行計画区域施策編と併せたゼロカーボンビジョンの策定を予定しているところであります。

なお、本ビジョンの策定にあたっては、検討委員会等の設置やワークショップの開催など、幅広くご意見をいただき、地域の方々の意識醸成と合意形成を図るための手順を進め、令和6年3月までにビジョン案を取りまとめるよう作業を進めてまいります。

8項めは、風致公園、含翠園の駐車場確保の目途は、についてであります。

風致公園含翠園につきましては、令和元年度に基本設計に着手して以降、順次整備を進め、令和5年度においては、既存建物の耐震改修を含めた展示棟、トイレ棟の新設及び庭園部の改修工事を予定しており、令和6年度の供用開始を目指しているところであります。

含翠園の駐車場につきましては、公園からの距離に加え、一定規模の広さが必要であることから、周辺での敷地の確保に向けて庁舎内で検討を重ねておりますが、現時点では、公園の冬季間使用を考えていない事など、年間を通じての利用状況が想定しづらいことから、職員の駐車場なども兼ねた多用途での活用が望ましいと判断し、令和5年度において民間所有地を借上げる予算を総務

費で計上しているところであります。

一方で、役場庁舎や庁舎駐車場から眺望する日本海、岩内岳、神社通りの桜並木など、季節ごとに味わい深い景観を楽しむことから、休日などは役場庁舎駐車場を使用するアナウンスを行うなど、徒歩による含翠園と神社仏閣の歴史探訪に加え、美術館などの観覧や、飲食店を組み込んだ散策モデルコースを掲げた食と観光の展開も見据えているところであります。

いずれにしましても、専用駐車場の必要性も認識しておりますので、引き続き用地確保に向けて検討をしてまいります。

**【答 弁】**  
**教 育 長：**

9 項めは、義務教育学校の整備について、グラウンドや体育館が 1 つになり、そのことにより様々な懸念や不安が出てくるが、新たな学校整備に向けた開校準備委員会において解決、不安の払しょくがなされるのか、についてであります。

グラウンド及び体育館につきましては、これまでの検討において、文部科学省が定める学校設置基準及び整備指針への適合のほか、基本設計の方針により、9 学年の教育課程に対応した広さや機能などについて、検討を進めてきたところであります。

その結果、体育館につきましては、その面積が、東小学校と第一中学校の体育館を合わせた規模であり、一定程度の広さを有しているものの、学習指導要領において必修とされている武道をはじめ、多様な学習活動への対応が必要であるため、体育館を補完する機能も有した武道場を増築することとしたところであります。

グラウンドの面積につきましては、旧中央小学校と同規模となりますが、9 学年の場合であっても、運動会や体育大会などの全校行事を除き、全面を使用する場面は想定されていないこと、また、部活動や少年団活動による利用についても、児童生徒数の減少に伴い、学校グラウンドの活用は限定的になることから、既存面積で対応できると判断したところであります。

今後における検討課題としては、9 学年複数学年によるカリキュラムの作成はもとより、その運用について、小中の教職員が連携し、全教職員の共通理解を図ることが最も重要であるため、新たな学校整備に向けた開校準備委員会の開催により、情報共有を図るほか、学校組織内における検討体制の強化も重要であると考えております。

10 項めは、物価高騰による学校給食費への影響に関し、保護者負担の軽減が図られるよう必要な措置とあるが、その内容は、についてであります。

学校給食費につきましては、物価高騰に伴う影響の長期化が予想される中で、給食費の値上げも視野に、給食会計の適正運営に努めていくことが求められております。

そうしたなか、教育委員会といたしましては、昨今の物価高騰による影響が給食費だけでなく、生活全般に及ぼしていることを踏まえると、学校給食費の急激な値上げは、保護者負担が大きいと判断し、令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度当初予算において、給食費値上げ相当分を支援していくため、小中学校の給食会計に対する補助金、200 万円を計上したところであります。

11 項めは、岩内高校に、美術に特化した科の創設を働きかける考えは、についてであります。

岩内高校への入学者数につきましては、近年、増加傾向にある都市部への進学や、少子化を背景とした影響により減少傾向が続いております。

こうした厳しい現状を抱える岩内高校においては、子供たちに選んでもらえる、魅力ある学校への取組が必要であり、特に、ここ数年、一桁台の入学者にとどまる商業科においては、その在り方についても検討が必要な段階と考えております。岩内高校の課題は、単に岩内町の課題であるばかりでなく、岩宇地区 4 か町村の課題でもあると認識していることから、今後の岩内高校の姿、方向性、また、この地域がどのような人材を必要としているのか、などについて、

岩宇地区全体で考えていく必要があります、その取組については、岩内高校と連携を図り、町長部局と協議しながら進めてまいります。

また、その過程の中で、美術に特化した科についても議論されていくものと考えております。



## < 再 質 問 >

岩内町も含め、地方行政はよその力に頼り、その力を借りることばかりを考えているように見受けられる。例えば、企業誘致、移住促進施策などである。これ自体は否定はしないが、外部の力を重視するため、地元企業、地元産業のサポートや育成、新たな事業発展に力を注いでいないのではないか。これまで原材料のまま出荷していたが、加工すれば新たな価値を持つというものもある。あるいは従来資源として全く意識していなかったが、視点を変えれば資源になるものもある。答弁でトラウトサーモンを用いた水産加工品に言及しているが、地元のサケをターゲットとした加工品開発を積極的に追求してはどうか。

教育行政の関係です。義務教育学校の整備。体育館、グラウンドは不安の一つの例であり、様々な問題や不安がある。小中の教職員が連携し、全教職員の共通理解を図ることが重要とあるが、全教職員の共通理解をどのように図っていくのか。

地域とともにある学校づくりの推進のなかで、岩内高等学校に美術に特化した学科の創設にどのような課題があるのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、地元のサケをターゲットとした加工品開発を積極的に追求してはどうか、についてであります。

サケの漁獲量が増えるなか、地元での加工量が伸びていない理由としては、サケの加工時期と数の子の製造時期がほぼ同じであるため、販売価格が比較的高い数の子の生産を優先していることなどが考えられるところであります。

こうしたことから、サポートセンターでは、現在、養殖試験中のトラウトサーモンを用いた加工品の試作や、令和5年度には、専門家による新たな水産加工品の開発を進めることにより、その開発技術は、地元のサケにも応用できるものと考えており、今後、地元業者から地元産サケの加工品に関する要望が高まる際には、この開発技術を生かし、事業者向けの加工技術提供の支援に取り組んでまいります。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

2項めの、義務教育学校の整備に関し、小中の教職員が連携し、全教職員の共通理解を図ることが重要とあるが、全教職員の共通理解をどのように図っていくのか、についてであります。

新たな学校整備に向けた開校準備委員会においては、教育課程部会や学校運営部会をはじめとした、7つの専門部会を設置しており、その全ての部会に全教職員が配置され、令和5年度より具体的な検討を開始していくこととなります。

また、全教職員を中心に組織される既存の調査、研究機関である、岩内町教育研究会においては、令和5年度の活動方針として、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進に向けて、検討体制が強化される見通しでもあり、新たな学校整備に向けた開校準備委員会との連動も行うなかで、全教職員の共通理解に向けた体制強化が図られるものと考えております。

3項めは、岩内高等学校に美術に特化した学科の創設にどのような課題があるのか、についてであります。

美術に特化した学科の創設にあたっての課題については、入学者の確保や、町外からの入学者を受け入れるための環境整備など多くの課題が想定される所でございますが、今後の岩内高校の姿、方向性や新たな科の創設を求めることについては、岩宇4か町村で考えていくことが重要であることから、そのための取組については、岩内高校と連携を図り、町長部局と協議しながら進めてまいります。

## 2 資材費高騰とコロナ禍後を見据えた財政運営について

2021年度道内市町村決算の概要が示された。全体では、新型コロナウイルス感染症対策で大幅増となった前年度に次ぐ決算規模となっている。

岩内の自治体財政の弾力性を示す経常収支比率は87.5パーセント、全道町村平均82.1パーセントで2020年度88.4パーセント、2019年95.3パーセント。

2.0倍を超えると借金返済で財政運営が窮屈になるといわれる、今後の借金返済の重さを見る地方債残高の倍率は、2.03、全道町村平均1.84、2020年2.25、2019年2.34。

標準財政規模に対する基金残高の比率は、29.2パーセント、全道町村平均86.8パーセント、2020年21.6パーセント、2019年19.9パーセント。

実質公債費比率は、14.3パーセント、全道町村平均9.1パーセント、2020年15.5パーセント、2019年15.4パーセント。

将来負担すべき借金を見る指標の将来負担比率は111.9パーセント、全道町村平均マイナス5.6パーセント、2020年138.3パーセント、2019年152.8パーセントとなっている。

全体的には財政は徐々にではあるが健全化に向かっているようにみられる。2020年、2021年と、国債を増発した新型コロナウイルス感染症対策のための財政出動が行われ、国税増収による交付金の増額の効果もあって、全体的に各種財政指標が改善に向かっていると見受けられる。しかし、これらが続くとは考えられず、楽観視はできない。

地方債の償還、義務教育学校等の建設に係る資材費高騰、人材確保など建設費の増額も予想され、現在の財政計画の見直しが必要となる。

今後予想される大型事業は。5年間または10年後の財政計画は。場合によっては事業の繰り延べも検討する必要があるのではないのか。

## 【答 弁】

### 町 長：

今後予想される大型事業は、5年間または10年後の財政計画は、場合によっては事業の繰り延べも検討する必要があるのではないかについてであります。

令和5年度から本格的な工事に着手する義務教育学校整備などの大型事業は、多額の地方債の借入が見込まれ、決算収支額や財政健全化比率に対して大きく影響することから、財政運営上、どのように影響を与えるのかを把握するための指標として、令和3年3月に策定した、中長期財政見通しの見直しを本年3月末を目処に行うこととしております。

今回の見直しでは、義務教育学校整備事業の全体事業費を反映するとともに、普通交付税交付額の増加、エネルギー価格の高騰による電気料や物価高に伴う経常経費の増加など、当初の推計から大きく状況が変わっている要素の修正を行い、最新の指標とするための作業を進めているところであります。

今後、予想される大型事業につきましては、中長期財政見通しの見直し期間である令和11年度までに予定している事業のうち複数年度にかけて事業を実施し、さらに事業費が億単位となる事業を申し上げますと、令和3年度から令和7年度にかけてのリゾートパーク大規模改修事業、令和4年度から令和7年度にかけての義務教育学校整備事業、令和5年度から令和7年度に予定する薄田通り歩道新設事業、令和6年度から令和7年度に予定するサーモン養殖施設等整備事業費補助事業、令和8年度から令和11年度に予定する3・4・16高校前道路改築事業であり、また、単年度事業となりますが、公営住宅等改修事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、東山団地や東宮園団地などの外壁改修等を行う予定となっております。

なお、事業の実施年度につきましては、中長期における財政運営上の予定事業であり、今後、各年度の予算全体のバランスや立地適正化計画に盛り込まれる内容によっては、新たな整備事業も考えられることから、実施年度の調整や実施の見送りなど不確定な要素もあることを申し添えさせていただきます。

次に、5年間または10年後の財政計画についてであります。中長期財政見通しにつきましては、見直し期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としており、見直し期間中は2年に1度を基本として、推計の見直しをすることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略など、世界的に刻々と変化する世界情勢により、地域経済を取り巻く環境も大きな影響を受けており、今後においても、財政運営上に影響を与えるような、予測できない事象が発生することも想定する必要があることから、中長期財政見通しは、財政計画としての性質ではないものの、その時々の世界情勢や経済情勢による影響を的確に反映し、財政状況を把握する実効性の高い指標として、今後においても適宜更新を行いながら、有効に活用してまいります。

次に、事業の繰り延べの検討につきましては、これまでも役場庁舎や保育所の整備などの大型事業を実施する年度においては、地方債の借入額や事業に要する一般財源も増加し、財政運営に影響を与えることから、他の普通建設事業については、事業の優先度や老朽化の状況、事業に配分される国や北海道の交付金の配分状況等を考慮しながら、事業の実施時期を調整し、年度間の事業規模の平準化を図ってきたところであります。

こうしたことから、令和5年度の予算編成においても、義務教育学校整備事

業を円滑に進めるため、複数の普通建設事業において、後年度に繰り延べするなどの年度間調整を行ったところであります。

いずれにしましても、財政の安定化を図るには、歳入の確保と規律ある財政出動が必要であることから、今後においても、特定の年度に負担がかからないよう、中長期財政見通しを活用しながら、経常経費などの町全体の事業費を推計するとともに、普通建設事業の年度間の平準化を図りながら、健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

### 3 職員の中途退職と管理職の役目

人材の育成なしに地方の創生なし、一番大切にすべきは人材を育てることと言われています。それではその人材はどこにいるのか。岩内町役場においての人材は、足元の職員それぞれが人財であり、大切な資源である。職員の定年延長制度が施行される。幅広い年代や様々な見識を持った職員がいることになる。そのような中での人材育成を図っていくことになる。

本年度も含め定年を待たずに退職した職員の実態について。

本年度末も含めた3年間の中途退職者数の年代別、部署別、性別内訳は。

辞めた理由に業務多忙、負担増による退職はないのか。

責任ある職員に負担がかかり、身体のことを考え退職の事例もあると聞いている。

管理職は残業の実態を知っているのか。残業軽減のためにどのようなことをしてるのか。

どんな原石でも磨き方が悪ければ光りもしないし傷もできる。

人事評価制度は、町民の福祉の向上の目的のために、職員のスキルアップのための制度であるが、管理職がこの制度の理解を深めるために何が必要と考えているのか。そのため町として実践していることは何か。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、中途退職者数の年代別、部署別、性別の内訳についてであります。令和4年度末までの退職予定者を含む、直近3年間でお答えいたしますと、令和2年度は6名、令和3年度は7名、令和4年度は11名の計24名であります。

次に、その年代別については、20代が5名、30代が11名、40代が5名、50代が3名であり、部署別では、経営企画部が3名、健康福祉部が7名、町民生活部が3名、建設経済部が6名、上下水道部が1名、議会事務局が1名、教育委員会が2名、一部事務組合に派遣する者が1名であります。また、性別については、男性が16名、女性が8名であります。

2 項めは、業務多忙と負担増を理由とする退職者の有無についてであります。職員の退職事由につきましては、自己都合を退職事由とする者の詳細な事由については、個人のプライバシーに関わる部分でもあり、事由は個人により様々であります。その主な要因の中には、自分の健康面の心配、職場の雰囲気・人間関係に馴染めなかったこと、終身雇用にこだわらない労働価値観や、生活基盤の都会志向などのほか、自身の職位や業務の責任、仕事の質と量への負担感も重なり、退職に至る職員もいたものと認識しております。

3 項めは、管理職による残業の実態把握と残業軽減のための取組についてであります。

職員の時間外勤務につきましては、当該時間外勤務について、緊急かつやむを得ないものかどうかなどを管理職が十分判断したうえで、原則その都度、事前命令により行うとともに、命令を受けた職員は、明確に勤務内容と勤務時間を管理職に報告することで、実態を把握しているところであります。

また、時間外勤務縮減に向けた取組といたしましては、平成28年に策定した、岩内町職員時間外勤務縮減に向けた取組方針に基づき、毎週水曜日のノー残業デーの実施や、時間外勤務の上限目安時間の設定など、職場全体での意識付けを行い、職場環境の整備、充実に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年では、新型コロナウイルス感染症対策や、これに伴う様々な経済、生活支援策の実施による業務量の増加、さらには、技術職員の不足などにより、特定の部署に業務が偏る実態もあることから、管理職を中心に職場全体の業務量を把握するなかで、職員間の業務量平準化や、上限目安時間を上回る時間外勤務となった場合の報告書の内容により、必要に応じた人員補充等の対応を図っているところであります。

加えて、令和4年度からは、やむを得ず長時間労働となった職員に対し、産業医等による面接指導の実施など、メンタルヘルスの不調等を未然に防ぐ対策を行い、職員の健康管理に努めているところであります。

4 項めは、管理職が人事評価制度の理解を深めるために何が必要と考えているのかと、町として実践していることは何か、についてであります。

人事評価制度を有効に活用する上で必要なことは、評価される側が納得できる評価基準やその公正な評価、また評価にあたっての適宜適切な対話の場となる面談の実施のほか、実効性を確保するためには、評価する側の上司が評価される側の部下に対し、何のために、何を、どのような基準で評価しているのか、を明確に示すことが重要であり、それらが管理職としての求められる能力であると考えております。そのため町といたしましては、全職員を対象とした制度



導入前後の人事評価導入研修や、管理職対象の実践的な人事評価訓練研修を通じ、管理職の人事評価制度に対する重要性の認識や、人材育成、人材マネジメントを推進するうえでの目的、意義の理解を高めているところであります。

いずれにしましても、町として取り組むべきことは、組織状態の可視化、定量化を図る取組のほか、管理職のマネジメント力の向上を図り、職員の主体的な能力開発を促す対話の場を設けることや、人事評価制度の組織目標と個人目標を関係付けることなどにより、職員の成長実感、主体性、組織への共感を、管理職が引き出すことが重要であり、さらに、職員と組織が互いに成長、貢献し合う、良好な関係性を構築する人材マネジメント推進体制の確立に向けて、これからも着実に取り組んでまいります。

## < 再質問 >

公務員の仕事は企業のように営業成果が見にくく、報酬にも反映されない。そのような環境に身を置くということは、無難に過ごしていくかが関心事になっていく傾向が強まる。行政には三つの壁があると言われている。制度の壁、物理的な壁、意識の壁である。そんなことは前例がない、今までのやり方と違うからできない、などである。それらを超えていく職員の育成が、例えば人事評価制度、不断のオンザジョブトレーニング、OJTや外部講師を招いての研修をするなどを通じて実施すべきと考える。職員の退職事由のうち、終身雇用にこだわりを持たない労働価値観や生活基盤の都市志向は、これは、採用時きっちり面接等で確認する必要がある。その他の理由での退職は、職員から、すみません、職場から追い込まれて退職との感を強くする。予算を具体的に行政執行するのは職員である。中途退職者を無くすために管理職の職員育成能力を高めることが必須であると考えるが、見解は。その方途とは。

**【答 弁】**  
**町 長：**

管理職の職員育成能力を高める取組としましては、これまでも管理職のマネジメント力の向上を図ることを主眼に置き、実践的な人事評価訓練研修や管理能力研修などにおいて、管理職として求められる能力である、ふかんな行政運営と管理能力、部下の人材育成、人材マネジメントの推進、組織力の強化、さらには部下のメンタルヘルス対策などを継続的に学び実践することにより職員の育成能力を高めているところであります。

いずれにしましても、部下である職員の主体的な能力開発を促す対話の場を設けることにより、成長実感、主体性、組織への共感を管理職が引き出すことが重要であり、今後におきましても、職員と組織が互いに成長貢献し合い、良好な関係性を構築する人材マネジメントの推進体制確立に向けて、着実に取り組んでまいります。

## 4 原子力防災体制と避難計画の実効性

2022年度の北海道原子力防災総合訓練が10月31日に行われた。住民避難訓練に避難場所等への住民避難や屋内退避が行われた。自家用車などで一斉に避難すると、交通渋滞などが発生し、放射能による健康被害のリスクが高まる可能性があるとして屋内退避が必要、としている。先般配布された原子力防災のしおりに、屋内退避、集合場所、避難退域時検査場所、一時滞在場所、避難所、ホテル等とある。

昨年10月27日に全国原子力発電所立地市町村議会議長会主催で、カーボンニュートラルと原子力、立地地域が目指すこれからの方向性、と題し立地市町村議会サミットが開催された。本年1月に報告書が出た。福島から現況報告として4町が報告されている。また、第3分科会、原子力防災体制と避難計画の報告もある。

泊原発を抱える岩内町でも報告書記載同様の課題があるのでお伺いします。

テロ等への対策がない現状で再稼働はあり得ないと考えるが見解は。

一番の避難計画は原子力発電所を動かさないことと考えるが見解は。

避難計画に避難先、受入避難宿泊施設が記載されているが、その後の対応が明記されていない。長期にわたる避難先の確保を盛り込んだ防災計画が必要ではないのか。

屋内退避は考えられない、とにかく逃げるのが大切であるとの意見もあるが、屋内退避がまず出されることの有効性とデメリットは。

豪雪地帯からの避難、また、豪雪地域への避難は困難であることについての考え方は。

トンネル内では携帯電話やラジオが使用できないので通信網の強化の必要があるのではないのか。

複合災害の場合、避難経路に想定外の被害が発生することが考えられる。避難先、避難経路、方法などは複数のパターンを検討する必要があるのではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、テロ等への対策がない現状で再稼働はあり得ないと考えるが、その見解について、であります。

テロ等への対策につきましては、原子力規制委員会が定めた新規制基準により、原子力発電所への航空機の衝突などのテロを想定した対策について求められており、泊発電所における新規制基準適合性審査が継続中であることから、審査状況の推移を注視しているところであります。一方、弾道ミサイルなどの武力攻撃事態等については、自衛隊による活動のほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律や、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の枠組みのもとで、関係機関が連携して対処することとされております。

こうしたことから、テロの内容によって、法上の取扱いの違いはありますが、原子力発電所の再稼働については、国が責任を持って、判断するものと認識しております。

2 項めは、一番の避難計画は原子力発電所を動かさないことと考えるが、その見解について、であります。

泊発電所については、新規制基準適合性審査が継続しておりますが、泊発電所内には、使用済み燃料等を保管していることから、国の防災基本計画及び北海道地域防災計画に基づき策定しております。泊発電所周辺地域原子力防災計画により、自治体を含む防災関係機関が、必要な体制を確立し、防災に関して、とるべき措置を定め、住民等の安全を確保するものであり、運転状況にかかわらず、原子力発電所が立地する周辺自治体として、非常に重要な計画であり、原子力発電所の再稼働については、国が責任を持って、判断するものと認識しております。

3 項めは、長期にわたる避難先の確保を盛り込んだ防災計画が必要ではないのかについてであります。

原子力災害時の避難先につきましては、一時滞在場所である、北海道立体育センター、通称、北海きたえーるを経て、札幌市内のホテルなどの宿泊施設に避難することとなりますが、避難期間が長期に渡る場合については、泊発電所周辺地域原子力防災計画の中で、国及び北海道と連携し、新たな住まいを確保するなど、被災者等の生活再建等の支援を行うことと定めております。

4 項めは、屋内退避がまず出されることの有効性とデメリットについてであります。

原子力災害時における、放射性被ばくの防護措置につきましては、原子力災害対策指針に定められておりますが、その中で、屋内退避については、住民等が比較的容易に行動できる対策であり、放射性物質の吸入抑制や、中性子線及びガンマ線が遮へいされることから、放射線の影響を低減することができる防護措置とされております。

また、同指針において、原子力災害の特殊性を踏まえた上で、国際放射線防護委員会の勧告等により、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り、低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要であるとした基本的考え方のもとでの措置であることから、屋内退避による防護措置は有効であると考えております。

また、避難行動要支援者のうち、避難の実施により、健康リスクが高まる方

についての、放射線防護対策施設での退避は、特に有効であると考えておりません。

5 項めは、豪雪地帯からの避難、また、豪雪地域への避難は困難であることについての考え方についてであります。

泊発電所における冬期間の避難につきましては、避難ルートを確保するための除雪作業が重要であることから、北海道において、毎年度、地域防災計画に基づき、北海道防災会議に、北海道雪害対策連絡部を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮して、あらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施することとされております。

また、北海道原子力防災訓練において、冬季避難を想定した訓練を実施し、課題等の検証、関係機関との協議を踏まえ、実効性のある避難計画に向けた取組を行っております。

6 項めは、トンネル内での携帯電話やラジオが使用できないので、通信網の強化の必要があるのではないかについてであります。

原子力災害による避難時において、携帯電話やラジオは、災害情報等を確認する重要な媒体の一つであることから、後志総合開発期成会や本町が加入している全国原子力発電所所在市町村協議会を通じて、関係機関に要望しているところであります。

7 項めは、避難先、避難経路、方法などは複数のパターンを検討する必要があるのではないかについてであります。

原子力災害時における避難経路につきましては、事故の状況や気象条件などにより、中山峠周りのルートのほか、その他の避難経路として、既に5つのルートを想定しております。避難方法については、令和元年度に北海道が実施した避難に関する住民アンケート結果を踏まえた、避難時間推計シュミレーションにおいて、約6割の方が自家用車等により避難するという結果も出ており、残りの4割の方は、町内の集合場所からバス等により、避難することと想定されるところであります。

なお、本町の避難先となる受入れ宿泊施設は、札幌市内の36施設となっておりますが、災害の規模等により、変更の必要が生じたケースなど、状況に応じて複数のパターンを検討する場合、PAZ及びUPZ内の各町村の人口規模や、避難先となる受入れ自治体の宿泊施設などを踏まえ、北海道において調整が行われることとなっております。

## < 再質問 >

避難期間が長期にわたる場合、新たな住まいを確保すると答弁しているが具体的な新たな住まいとはどのような内容か。

屋内避難のデメリットの答弁がないが、デメリットは。過酷事故が起きた場合、5キロ圏内が即時避難となって、それ以外は屋内退避である。自然放射能の1万倍の500ミリシーベルトになって、やっと避難を始めることになり、一斉避難は不可能であるから、周辺住民の大半は大量被ばくするまで待てという事態になるのではないのか。

豪雪地帯の除雪は緊急時に適切に除雪を実施するとされているとあるが、車も動かない暴風雪の事態は容易に予想される。その時の避難はどうするのか。

避難経路の5つのルートとは。避難先も、札幌以外も含めた5か所なのか、また、その場所は。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、避難期間が長期にわたる場合、新たな住まいを確保すると答弁しているが具体的な新たな住まいとはどういう内容か、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画の中で、長期にわたる場合、国及び北海道と連携し、新たな住まいを確保するなど被災者等の生活再建等の支援を行うことと定めておりますが、災害状況により支援内容も変わることから、現時点として具体的に定めているものはなく、被災時の状況に応じて国及び北海道と連携して対応していくこととしております。

2 項めは、屋内退避のデメリットなどについてであります。

UPZ内における防護措置の考え方として、泊地域の緊急時対応については、原子力災害対策指針に定められております基準に基づき、地域住民は一時移転を行うこととなることから、原子力災害対策本部の指示があるまで、屋内退避を継続する対応としており、屋内退避については、防護措置に係る最善の方法であると認識しており、デメリットとして考えていないところであります。

3 項めは、車も動かない暴風雪の事態は容易に予想される。そのときの避難はどうするのかについてであります。

原子力災害発生後、避難の決定に至る前段において、想定される避難ルートの通行可能かどうかの状況確認を北海道をはじめとした関係機関と確認のうえ、決定することとなりますが、暴風雪や大雪時における避難行動では、車の立ち往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先することとし、天候回復後、速やかな避難に備えた準備を実施することとしております。

4 項めは、避難経路の5つのルートはと、避難先も札幌以外も含めて5か所なのか、また、その場所は、についてであります。

避難経路につきましては、本町の一時移転先となる札幌市までのルートとしては、倶知安町を経由した、中山峠回りを基本とし、その他の避難経路としては、1つは、余市町から後志自動車道、札幌自動車道を経るルート、2つめは、余市町から国道5号線をそのまま通り、小樽市を経るルート、3つめは、余市町から広域農道、いわゆる仁木フルーツ街道を通り、札幌自動車道を経るルート、4つめは、西側に向かうルートとして、国道229号、道道磯谷蘭越線を経て、黒松内町に入り道央自動車道を経るルート、5つめは、黒松内町から、道道大成黒松内停車場線、国道37号線を通り、道央自動車道を経るルートとなっております。

なお、避難先については、札幌市となりますが、避難の状況に応じては、PAZ及びUPZ内の各町村の人口規模や、避難先となる受入自治体の宿泊施設などを踏まえ、北海道において調整が行われることとなっております。